

# 農業共済制度の概要

---

令和2年9月  
農林水産省

# I 農業共済制度の仕組み

## 1. 制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害、病虫害、鳥獣害等によって農業者が受ける収穫量の減少等の損失を、国と農業者（加入者）の拠出に基づく保険の仕組みにより補てんする。

## 農業共済制度の見直し

平成29年6月に、新たな収入保険制度の導入と農業共済制度の見直しを内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立。法律の題名が「農業保険法」に改称。

（農業共済制度は、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から見直し）

見直し後の農業共済制度は、原則として平成31年1月（農作物共済は令和元年産）からスタート。

## 2. 対象品目

- 本制度では、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設を対象として事業を実施している。
- 農業共済の対象品目が農業総産出額に占める割合は6割程度であり、全ての品目をカバーしているわけではない。
- 制度発足当初は、農作物共済、家畜共済のみを実施していたが、一定の農業者ニーズがあり、かつ、事業の実施に必要な客観的な収穫量や被害状況の把握が技術的・事務的に可能なものについて追加してきている。

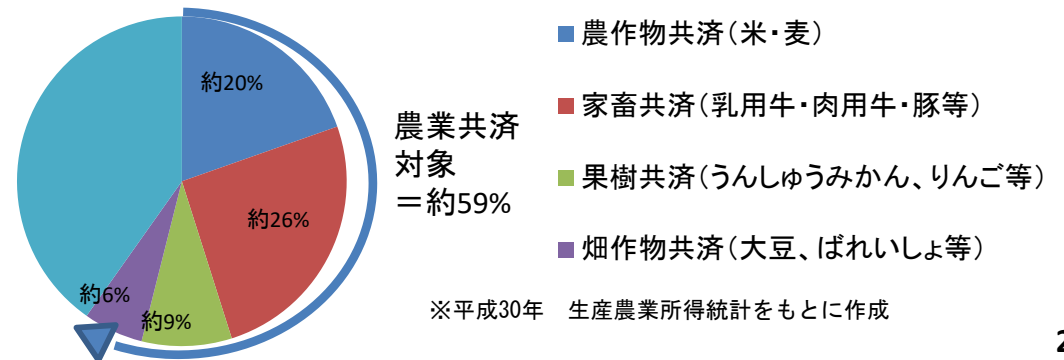
例えば、年に作付が数回行われるような野菜（葉物野菜等）については、収穫量の確認等に係る事務が膨大となることから、対象としていない。

## 対象品目一覧

事業種類	対象品目等
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、豚、馬
果樹共済	うんしゅうみかん、りんご、なし、ぶどう、うめ、もも、かき、おうとう、いよかん、キウイフルーツ、なつみかん、すもも、くり、びわ、パインアップル、指定かんきつ
畑作物共済	てん菜、大豆、ばれいしょ、たまねぎ、さとうきび、小豆、そば、いんげん、かぼちゃ、スイートコーン、茶、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設（ビニールハウス等）

- 注1 家畜共済には、死亡廃用共済（家畜の資産価値を補てん）と疾病傷害共済（家畜の診療費を補てん）がある。
- 2 果樹共済には、収穫共済（果実の収穫量の減少等を補てん）と樹体共済（樹体の損傷等を補てん）がある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。
- 4 以上のほか、任意共済を実施（建物、農機具が対象。ただし、共済掛金の国庫負担はなし）

## 農業総産出額に占める農業共済対象品目の産出額割合



### 3. 加入方法

- 農業共済への加入は、品目ごとに、農業者の意思で加入することとなっている（任意加入制）。

なお、農作物共済については、平成30年産までは、対象品目につき一定規模以上の耕作を行う者は加入が義務付けられている（当然加入制）。

- 加入単位は、個人又は法人ごとが基本であるが、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済では、農業者が構成する任意の組織でも加入できる。

組織単位での加入は、多数の農業者に係る共済契約が集約されることから、事務コストの削減効果がある。

#### 農業共済資格団体

以下の全ての要件を満たす集落営農等の任意組織については、組織単位で一体的に農業共済に加入できる。

- ① 構成員の全てが共済組合の区域内に住所を有すること
- ② 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の対象品目の耕作又は栽培を行う農業者のみが構成員となっていること
- ③ 共済掛金の分担、共済金の配分、代表者等について、規約を定めていること

#### 農業共済資格団体の状況

（令和元年度実績）

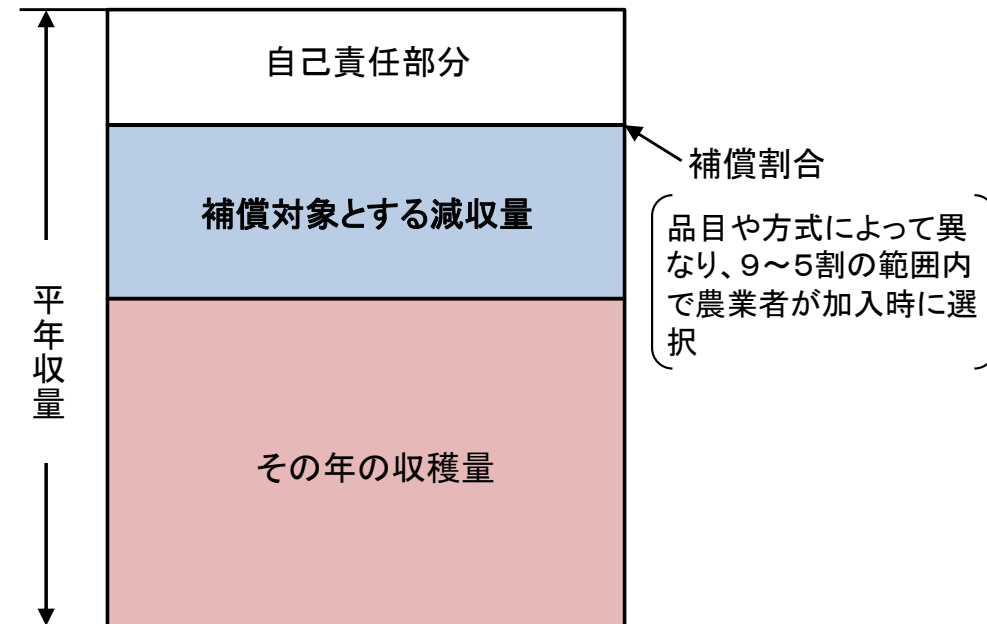
	加入資格団体数
農作物共済	3,559
果樹共済	49
畑作物共済	1,111
計	4,719

#### 4. 収穫共済(農作物共済、果樹共済、畑作物共済)のスキーム

##### (1) 補てんの仕組み

- 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済は、災害により、収穫量が平年に比べ一定割合以上減少した場合に補償対象とする減収量に対し、共済金を支払う。

##### 収穫共済の補てんの仕組み



$$\text{共済金} = \text{補償対象とする減収量} \times \text{契約時に農業者が選択した補償単価}$$

## (2) 引受方式

○ 共済契約は、支払基準、補償単位及び損害評価方法の異なるいくつかの引受方式が定められており、その中から、農業者が選択することとなっている。

- ① 全相殺方式
- ② 半相殺方式
- ③ 地域インデックス方式  
(平成31年(農作物共済は令和元年産)から)
- ④ 災害収入共済方式
- ⑤ 一筆方式(果樹共済は樹園地方式)  
(令和3年産までで廃止)

このほか、果樹共済には、特定の自然災害(暴風雨、ひょう害、凍霜害)による損害のみを補償対象とする特定危険方式がある(令和3年産までで廃止)。

## 引受方式の概要

引受方式	支払基準	補償単位	損害評価方法
全相殺方式	収穫量減少	農業者	出荷資料
半相殺方式	収穫量減少	農業者	現地調査
地域インデックス方式	収穫量減少	農業者	統計データ
災害収入共済方式	収穫量減少かつ生産金額減少	農業者	出荷資料
一筆方式 樹園地方式	収穫量減少	ほ場	現地調査

全相殺方式：農業者ごとに、収穫量の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

半相殺方式：農業者ごとに、被害ほ場の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金を支払い

地域インデックス方式：農業者ごとに、統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

災害収入共済方式：農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

一筆方式・樹園地方式：ほ場ごとに、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

## 引受方式(事業別)

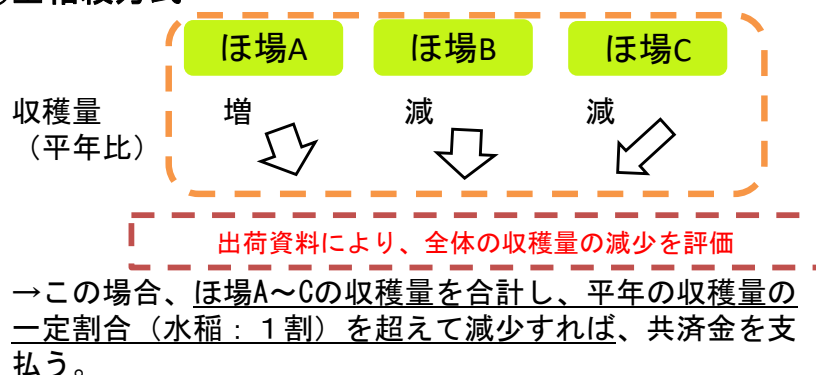
事業種類	全相殺	半相殺	地域インデックス	災害収入	一筆・樹園地
農作物共済	○※	○※	○※	○※	○
果樹共済	○	○	○	○	○
畑作物共済	品目ごとに引受方式が定められている				
(例)大豆	○	○	○	—	○
(例)てん菜	○	—	○	—	—

※農業者の選択により、ほ場ごとの深い被害を補償する「一筆半損特例」を付加できる。

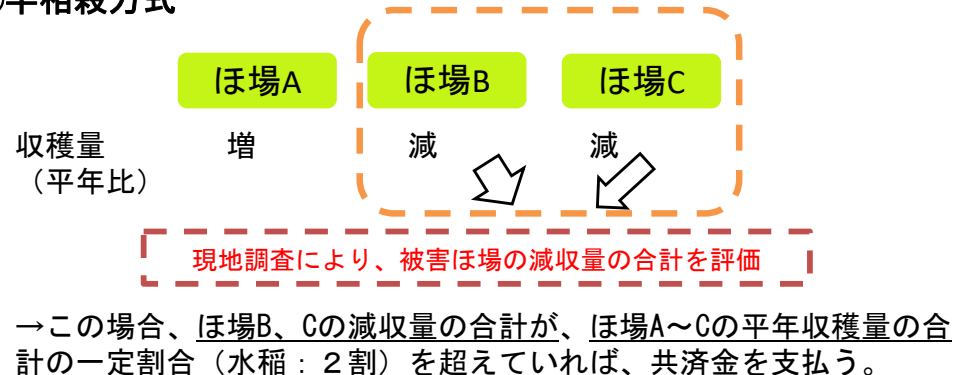
## (参考)引受方式のイメージ

例：ある農業者が特定の品目につき、ほ場A～Cで栽培。  
ほ場Aについては収穫量が増加、ほ場B、Cについては収穫量が減少。

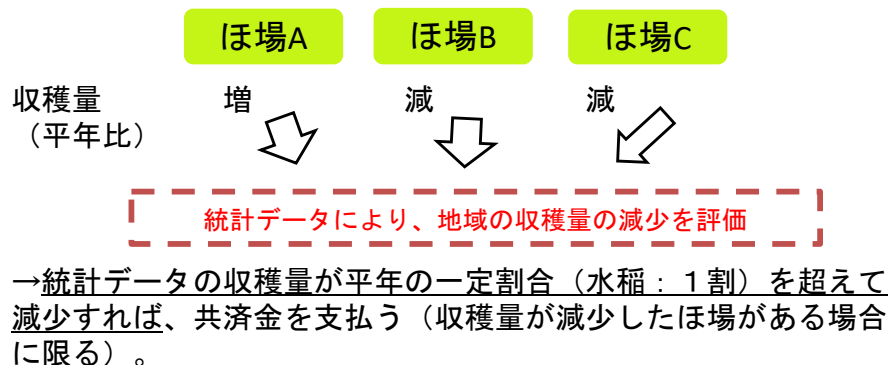
### ①全相殺方式



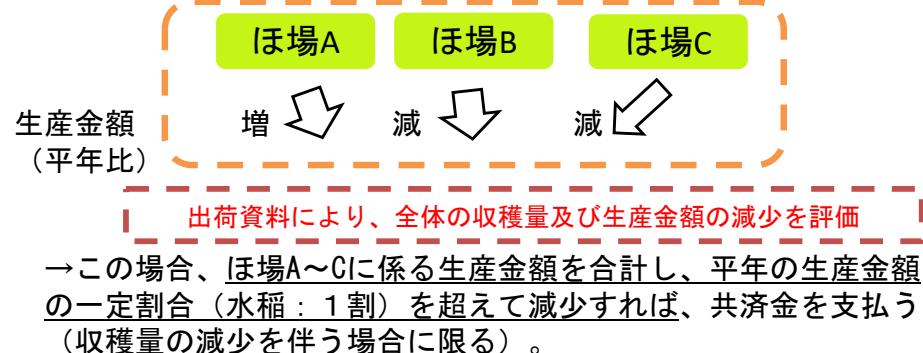
### ②半相殺方式



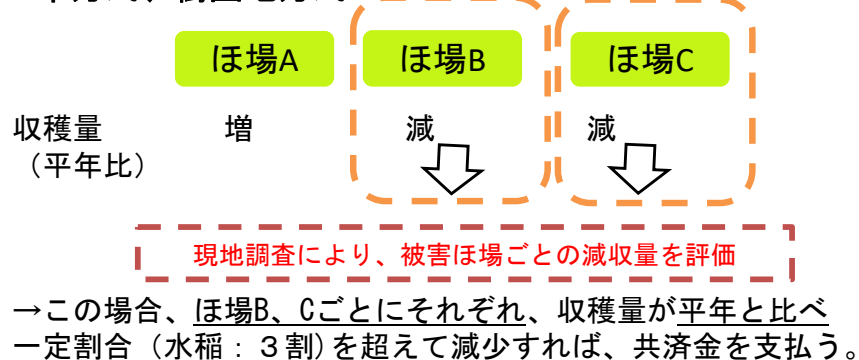
### ③地域インデックス方式



### ④災害収入共済方式



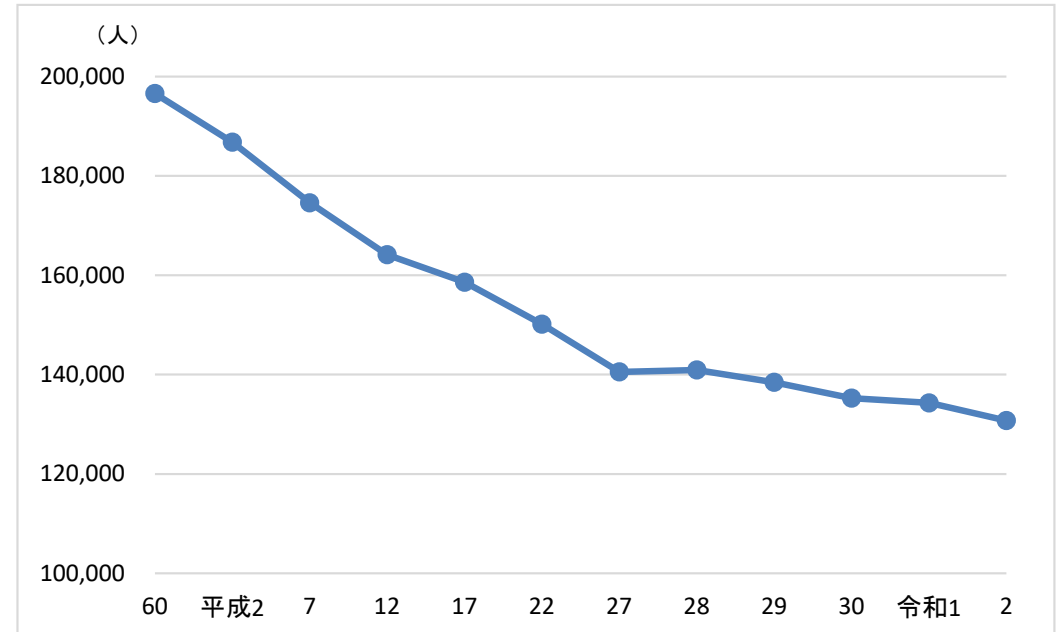
### ⑤一筆方式、樹園地方式



### (3) 損害評価業務

- 一般的な損害評価業務の手順は、農業者からの損害通知（被害申告）を受け、損害評価員（組合員等である農業者）及び組合職員等が現地調査を行うこととなっている。

損害評価員数の推移





## 5. 家畜共済のスキーム

○ 家畜共済は、

①死亡廃用共済（生命保険のようなもの）  
家畜がと畜されずに、死亡や廃用※となった場合に、家畜1頭ごとの資産価値を補てん

※家畜としての使用価値を失ったもの

②疾病傷害共済（医療保険のようなもの）  
家畜が疾病・傷害を負った場合に、診療費を補てん

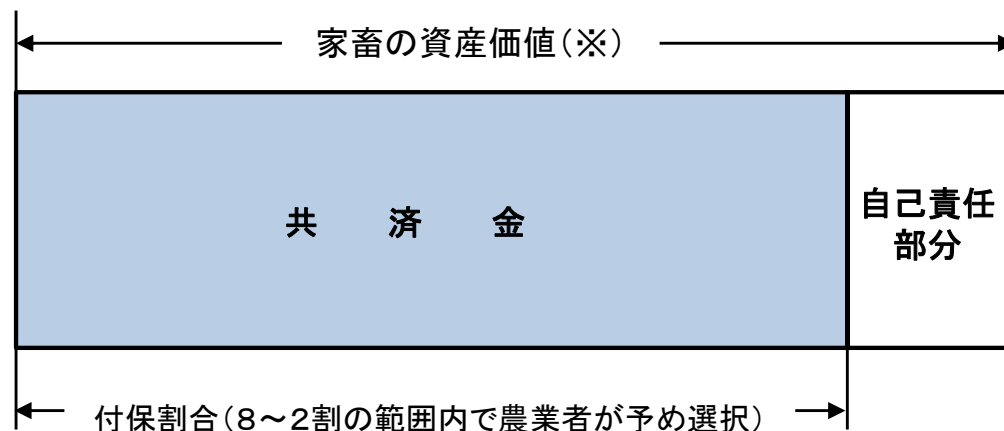
で構成されている。

○ 事故が発生しそうな家畜を選んで加入する逆選択を防止するため、家畜の種類ごとに、全頭加入することを基本としている（包括共済）。

### 家畜共済の対象

牛、豚、馬

### 死亡廃用共済の補てんの仕組み



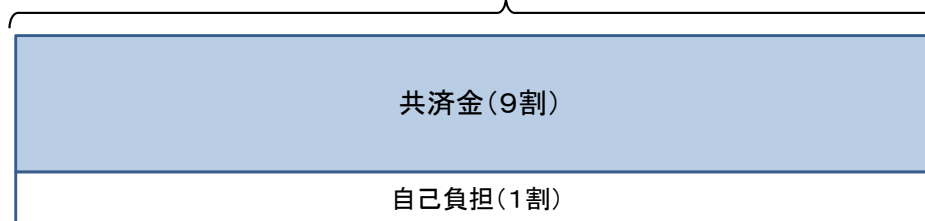
※資産価値

- ・搾乳牛等の固定資産的家畜は、共済掛金期間の期首の資産価値
- ・肥育牛等の棚卸資産的家畜は、事故発生時の資産価値(平成31年～)

### 疾病傷害共済の補てんの仕組み

(令和2年～)

診療費(初診料を含む)



- 損害評価業務は、農業者からの損害通知を受け、農業共済組合等の獣医師や職員が確認することとなっている。
- 加入家畜の診療等のため、多くの農業共済団体は家畜診療所を開設（全国で222か所）しており、家畜衛生のインフラとしての側面も有している。

### 家畜(産業動物)を診療する獣医師の内訳

	獣医師数	割合
個人開業	1,854人	42.8%
農業共済団体	1,794人	41.4%
その他	687人	15.8%
全体	4,335人	100.0%

農林水産省調べ（平成30年12月末時点）

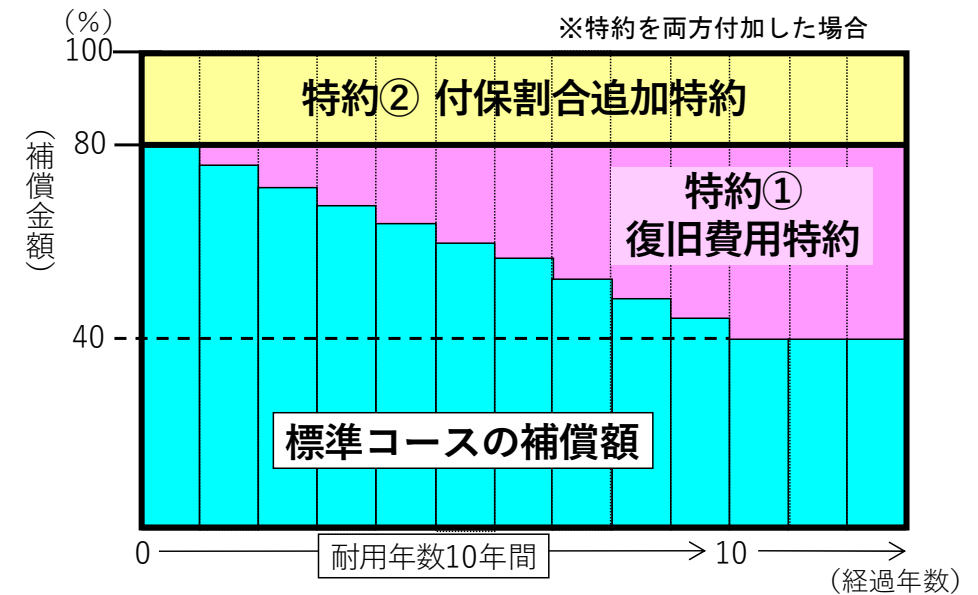
## 6. 園芸施設共済のスキーム

- 園芸施設共済は、ガラス温室やビニールハウスなどの園芸施設が、災害により損害を受けた場合に、被害の程度に応じて共済金を支払う（損害保険のようなもの）。  
※施設本体の設置期間のうち、被覆していない期間も対象
- 対象は、施設本体に加え、農業者の選択により、附帯施設や施設内農作物についても、追加することが可能である。  
また、復旧費用の補償、撤去費用の補償も追加できる。
- 補償額は、築年数に応じて設定（新築時の資産価値の8～4割まで）する【標準コース】。  
 <補償額の上乗せ特約>
  - ・ 特約を付加すれば、築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償できる。
 特約① 復旧費用特約（被覆材は対象外）  
 復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償  
 特約② 付保割合追加特約  
 新築時の資産価値の最大2割を補償（令和2年9月から適用）

## 園芸施設共済の対象

施設名等	具体的内容
施設本体	ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等
附帯施設	暖房施設、給水施設、換気施設、照明施設等
施設内農作物	園芸施設内で栽培される農作物 (他の共済で対象となっているものを除く。)

## 築年数に応じた補償額のイメージ図(パイプハウスの場合)



- ※この特約は、両方を付加又はいずれか1つのみを付加することも可能。
- ※特約②は付保割合8割を選択した場合に付加することが可能。
- ※この特約には国の掛金補助はない。

- 共済金は、損害額が3万円又は共済価額の5%のいずれか低い金額を超える場合に支払う【標準コース】。

＜小さな損害も補償する特約＞

- ・ 特約を付加すれば、損害額が1万円を超える場合から支払うことが可能。  
(1万円特約：令和2年9月から適用)

＜小さな被害を補償範囲から外すコース＞

- ・ 小さな被害を補償範囲から外して、掛金負担を軽減できるコースもある。  
(10万、20万、50万、100万の4コース)

○ 掛金の割引制度

- ・ 生産部会等の集団で加入すると、掛金を5%引き
- ・ 太いパイプ(31.8mm以上)ハウスにすると、掛金を15%引き

＜特約②（付保割合追加特約）なしの場合の掛金の一例＞

		補償範囲			
		施設本体のみ	施設本体+復旧費用特約	施設本体+撤去費用	施設本体+復旧費用特約+撤去費用
1万円特約有	損害額が1万円/棟を超える場合に支払い	26,700円	29,300円	27,200円	29,900円
標準コース	損害額が3万円/棟を超える場合に支払い	26,500円	29,100円	27,000円	29,700円
小さな被害を補償範囲から外すコース	損害額が10万円/棟を超える場合に支払い	14,800円	16,500円	15,200円	16,900円
	損害額が20万円/棟を超える場合に支払い	8,200円	9,200円	8,400円	9,400円
	損害額が50万円/棟を超える場合に支払い	2,900円	3,300円	3,000円	3,400円
	損害額が100万円/棟を超える場合に支払い	1,000円	1,100円	1,100円	1,200円
全損になった場合に支払われる共済金		221万円	250万円	244万円	273万円

＜特約②（付保割合追加特約）ありの場合の掛金の一例＞

		補償範囲			
		施設本体+付保割合追加特約	施設本体+復旧費用特約+付保割合追加特約	施設本体+撤去費用+付保割合追加特約	施設本体+復旧費用特約+撤去費用+付保割合追加特約
1万円特約有	損害額が1万円/棟を超える場合に支払い	40,000円	43,300円	40,800円	44,100円
標準コース	損害額が3万円/棟を超える場合に支払い	39,700円	43,000円	40,600円	43,900円
小さな被害を補償範囲から外すコース	損害額が10万円/棟を超える場合に支払い	22,200円	24,400円	22,700円	24,900円
	損害額が20万円/棟を超える場合に支払い	12,300円	13,500円	12,600円	13,900円
	損害額が50万円/棟を超える場合に支払い	4,400円	4,800円	4,500円	5,000円
	損害額が100万円/棟を超える場合に支払い	1,500円	1,700円	1,600円	1,700円
全損になった場合に支払われる共済金		276万円	312万円	305万円	341万円

※設置後4年経過（被覆材は毎年張替）の19mmパイプハウス(10a)の場合（新築時の資産価値312万円、現在価値276万円）、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金。

※上の表は共済価額の8割を補償した場合、下の表は共済価額の10割を補償した場合の掛金。

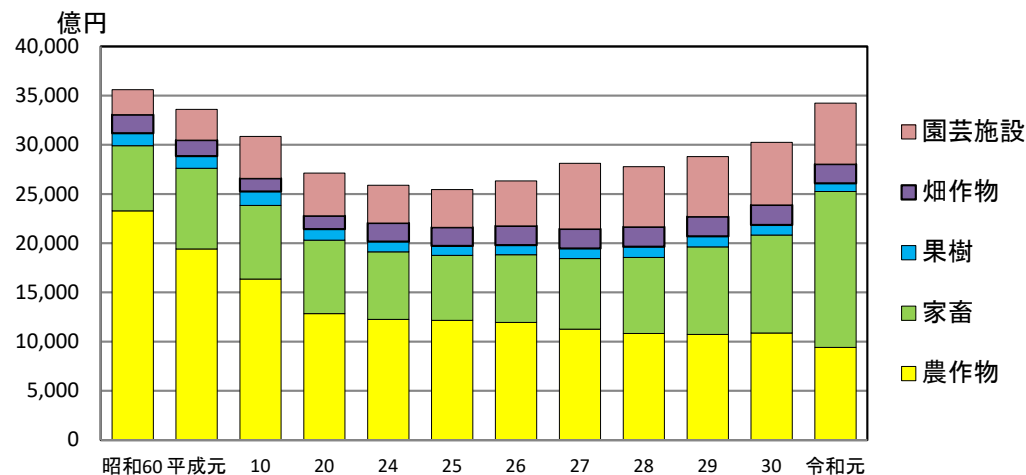
※1万円特約には国の掛金補助はない。

## Ⅱ 農業共済制度の実施状況

### 1. 契約実績

- 共済金額（最大補償額）の総額は、約3兆4千億円であり、農作物共済が3割程度、家畜共済が5割程度を占めている。
- 加入率は、平成30年産まで当然加入制が採られていた水稻・麦は、83%・96%と高く、家畜共済、畑作物共済も比較的高位にある。  
一方、園芸施設共済は6割程度、果樹共済は2割程度となっている。
- 果樹共済などは、農業者間の栽培技術・経営方針等の違いから、被害状況にかなりの差があるため、優良農業者（自らの被害状況と共済掛金が見合わない）を中心に加入しない傾向にある。

### 共済金額の推移



### 引受実績

(令和元年産(度)実績)

対象品目等	引受件数	引受面積・頭(棟)数	農業保険の加入率
水稻	96万件	118万ha	83%
麦	3万件	23万ha	96%
乳用牛	1万件	死亡廃用	92%
		疾病傷害	
肉用牛	4万件	死亡廃用	91%
		疾病傷害	
果樹共済(収穫)	4.5万件	2.7万ha	24%
畑作物共済	6万件	27万ha	75%
園芸施設共済	14万件	58万棟	60%

※加入率: 作物は農業保険(収入保険・農業共済)全体の面積ベースで算出。  
家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

## 2. 共済掛金率

- 共済掛金率は、品目ごと、引受方式等ごとに、過去一定年間の被害発生状況等を踏まえて中長期的に保険収支が均衡するよう、国が基準となる率を農業共済組合等ごとに設定している。
- 各農業共済組合等は、国が設定した基準となる率を基礎に、農業者ごとの被害の発生状況に応じて、危険段階別に共済掛金率を設定することとしている。
- 共済掛金については、農業者の負担軽減を図るため、国が原則として50%を負担している。

### 農業者が負担する共済掛金率の例(全国平均)

(単位:%)

引受方式	補償割合	農作物共済 (水稻) (31年産)	果樹共済 (ぶどう) (30年産)	畑作物共済 (大豆) (30年産)
全相殺	9割	0.71 (0.71)		3.88
	8割	0.39 (0.41)		
	7割	0.24 (0.27)	1.97	
半相殺	8割	0.41 (0.44)		2.94
	7割	0.24 (0.27)	1.31	
	6割	0.15 (0.19)		
地域 インデックス	9割	0.29 (0.35)	0.75	3.08
	8割	0.16 (0.22)	0.30	2.11
	7割	0.09 (0.16)	0.15	1.15
災害収入	9割	0.75 (0.76)		
	8割	0.42 (0.44)	1.33	
	7割	0.26 (0.29)		
一筆・樹園地	7割	0.33		2.90
	6割	0.23	1.09	
	5割	0.17		

※ 地域インデックス方式のうち果樹共済及び畑作物共済は試算値。

※ ( ) 内は、一筆半損特例を付加した場合。

### 3. 共済金の支払

- 共済金の支払額は、自然災害等の多寡により変動する。
- 冷害時等には共済金の支払いが数千億円に及ぶこともあるが、ここ数年、共済事業全体の共済金支払額は1,000億円程度で推移している。

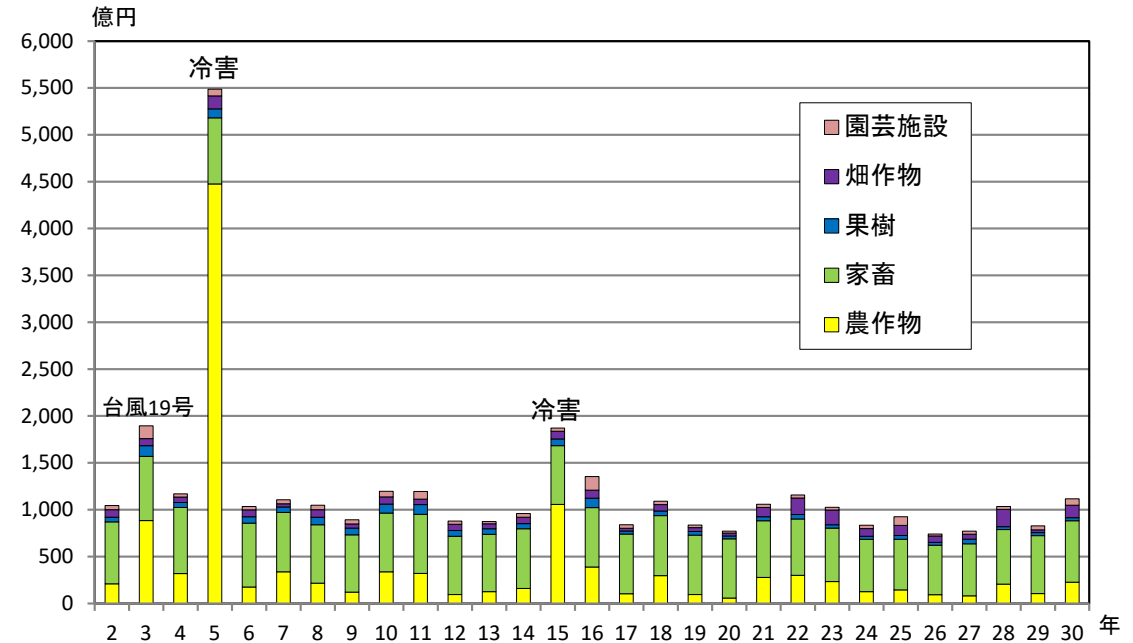
#### 大災害時の共済金支払例

平成5年（冷害）：水稻を中心に共済事業全体で約5,500億円を支払い

平成15年（冷害）：水稻を中心に共済事業全体で約1,800億円を支払い

- 家畜共済については、自然災害等の影響は小さく、毎年600億円程度の共済金を支払っている。

### 共済金支払額の推移



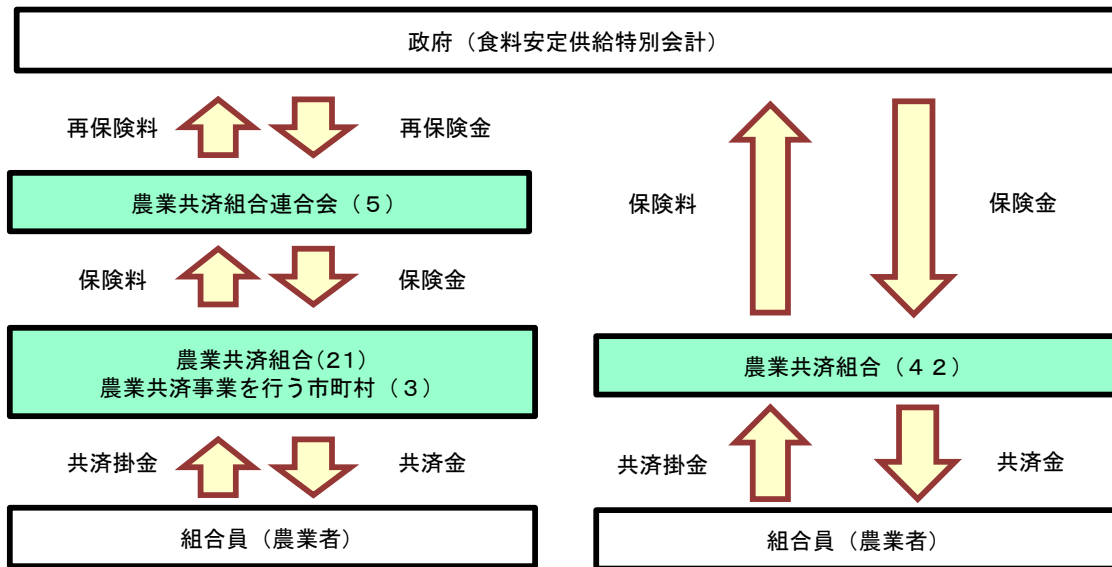
### 共済事業別の共済金支払額(平成30年産(度))

事業	支払対象	共済金 (億円)
農作物共済	5.9万戸	226.9
うち水稻	4.1万戸	71.7
家畜共済(死廃事故)	45.3万頭	368.3
家畜共済(病傷事故)	248.7万件	286.5
果樹共済	1.0万戸	32.3
畑作物共済	2.6万戸	133.2
園芸施設共済	5.1万棟	69.0
合計		1116.2

### Ⅲ 農業共済制度の運営体制

- 農業共済については、各地域に設立された農業共済組合又は市町村が実施主体として運営している。
- 農業共済組合等は、管内の農業者と共済契約を締結し、共済掛金を徴収し、被災した農業者に共済金を支払っている。
- また、農業共済組合等の共済金支払が多額となるような大災害に備えて、都道府県ごとの農業共済組合連合会及び政府が保険及び再保険を行っている。

#### 農業共済の運営体制



注 加入農業者数 134万人（令和元年度実績）



- 農業共済組合等は、組織の強化や効率化を図るため、合併を進めてきており、令和2年10月現在で、1県1組合は42県となっている。
- なお、平成30年4月に設立された全国を区域とする農業共済組合連合会（全国連合会）は、収入保険事業の運営のほか、農業共済組合等が実施していない品目の共済事業や任意共済の再保険事業を行うことができることとなっている。

### 1県1組合化の状況

42組織：

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

### 農業共済団体等の役職員数

	H22	H27	R2
農業共済団体等数 (H22比)	300 -	215 72%	71 24%
役員数(人) (H22比)	5,302 -	2,700 51%	1,248 24%
1組織当たり役員数	23	16	18
職員数(人) (H22比)	8,400 -	7,619 91%	6,739 80%
1組織当たり職員数	28	35	95

## IV 農業共済関係予算

農業保険法に基づき、農業共済については、以下の予算が措置されている。

- ① **共済掛金国庫負担金**  
(農業者が支払う共済掛金の一定割合  
(原則50%) を国が負担)
  
- ② **農業共済事業事務費負担金**  
(農業共済団体の事務に係る費用の一部を  
国が負担)

### 農業共済関係予算の推移

(単位:百万円)

事 項	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2 年度
農業共済関係	88,589	88,235	86,950	85,322	84,208
うち					
①共済掛金国庫 負担金	50,110	50,110	50,110	50,110	50,110
②農業共済事業 事務費負担金	38,025	37,689	36,404	34,777	33,680